

# 第 13 回

## 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成16年1月23日(金) 午後2時～

場 所 すこやかセンター伊野大会議室

## 第13回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成16年1月23日（金） 午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

#### (1) 報告事項

報告第13号 「いの町建設計画」の県との事前協議の結果について

#### (2) 協議事項

協議第52号 合併協定書（案）について

#### (3) その他

1. 合併協定調印式の式次第について

### 5 閉 会

## 第13回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

### (1) 報告事項

報告第13号 「いの町建設計画」の県との事前協議の結果について..... P 1 ~ 2

### (2) 協議事項

協議第52号 合併協定書(案)について..... P 3

### (3) その他

1. 合併協定調印式の式次第について..... P 4

報告第13号

「いの町建設計画」の県との事前協議の結果について

新町建設計画については、高知県との事前協議の結果、別紙のとおり、意見のない旨の回答がありましたことをご報告します。

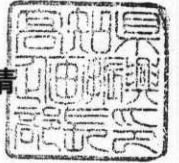
平成16年1月23日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

15高合併第110号  
平成16年1月14日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会  
会長 塩田 始 様

高知県企画振興部長 十河 清



伊野町、吾北村、本川村の合併に係る「いの町建設計画」の  
事前協議について（回答）

平成15年12月22日付け15合協第59号で依頼のありました、このことについては、意見はありません。

協議第52号

合併協定書（案）について

別紙のとおり合併協定書（案）について、協議会の同意を求めます。

平成16年1月23日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

## 合併協定書作成における修正箇所及び内容

頁	協定項目名		協定書（修正案）	協議結果	
1	1	合併の期日	1行目	合併の期日は	諸条件を総合的に勘案して
	4	新町の事務所の位置	1行目	判断して、伊野町1700番地1とする。なお、新庁舎は、おおむね5年以内に伊野町に建設する。	判断して、おおむね5年以内に伊野町に建設するのが望ましい。
	5	財産及び債務の取扱い	1行目	財産及び債務は	財産は
	8	農業委員の定数及び任期の取扱い（3）	1行目	基本として合併までに調整する。	基本として調整する。
2	9	一般職の身分の取扱い（1）	1行目	3町村 職員は、合併特例法第9条の規定により、	伊野町、吾北村及び本川村 職員は、
	9	一般職の身分の取扱い（2）	1行目	職員の定数は、3町村の定数の合計とする。 合併後に	職員の定数の合計については、現行定数を移行する。 新町において
	9	一般職の身分の取扱い（5）	1行目	統一するよう調整する。	調整し統一を図る。
3	10	地方税の取扱い（3）の	1行目	評価方法は、合併後	評価方法は、新町において
	10	地方税の取扱い（4）の	1行目	税率は、現行のとおり標準税率を適用する。	税率は3町村とも標準税率を適用しており、新町においても現行のとおりとする。
	10	地方税の取扱い（4）の	1行目	受付事務は、合併後も	受付事務は新町に移行してからも
	10	地方税の取扱い（4）の	1行目	交付済みの3町村名のナンバープレートはそのまま使用可とする。	交付済みの現在使用している旧町村名のナンバープレートはそのまま使用可とし、
	10	地方税の取扱い（4）の	2行目	なお、希望により、新町のナンバープレートに変更も可とする。	新町のものに変更も可とする。
	10	地方税の取扱い（たばこ税）		削除	（たばこ税） 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	11	特別職の身分の取扱い（2）の	1行目	合併の日	平成16年10月1日
11	特別職の身分の取扱い（3）	2行目	委員は、伊野地区2人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、3町村の委員であった者の互選により、合併の日に定める。 さらに、合併後最初に招集される議会において、委員及び補充員の選挙を行って定める。	選挙管理委員会は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、3町村の選挙管理委員会委員であった者の互選により、伊野地区2人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、平成16年10月1日の合併日に新町の選挙管理委員会委員を定める。 さらに、平成16年第1回新町議会臨時会又は平成16年第1回新町議会定例会において、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行って定める。	

## 合併協定書作成における修正箇所及び内容

頁	協定項目名	協定書（修正案）	協議結果
3	1 1 特別職の身分の取扱い（4）の	1 行目 新町長が選任する委員は、町長就任日に職務執行者が選任した同一の委員とし、最初に招集される議会の同意を得て就任する。	新町長が選任する委員は、新町の町長就任日に同一の3人を委員に選任する。 委員は新町設置後、最初に招集される議会の同意を得て正式に選任する。
	1 1 特別職の身分の取扱い（5）	1 行目 最初に招集される議会の同意を得て就任する。なお、それまでの間は、空白期間とする。	最初に招集する議会に監査委員の選任についての同意議案を提案し、議会の同意後就任するまで空白期間とする。
4	1 1 特別職の身分の取扱い（6）の ア	1 行目 合併後も	新町において
	1 1 特別職の身分の取扱い（6）の イ	1 行目 合併後	新町において
	1 1 特別職の身分の取扱い（6）の	1 行目 合併後も	新町において新たに
	1 2 条例・規則等の取扱い	1 行目 調整方針等に基づき次の	各種調整方針に基づき以下の
5	1 4 一部事務組合等の取扱い（1）の	2 行目 ア 常備消防は、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野地区・吾北地区を対象として加入する。 イ 非常備消防は、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。	合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野・吾北地区と、本川村の非常備消防を対象として加入する。
7	1 5 使用料、手数料等の取扱い（3）の	1 行目 徴収する。	当該住宅において徴収する。
8	1 9 町村の慣行の取扱い（1）	1 行目 合併後検討する。	新町において検討するものとする。
	1 9 町村の慣行の取扱い（2）	1 行目 合併後検討する。	新町において検討するものとする。
	1 9 町村の慣行の取扱い（4）	1 行目 合併後検討する。	新町において検討するものとする。
	2 0 国民健康保険事業の取扱い（8）	1 行目 合併後	新町において
9	2 2 消防団の取扱い（1）	1 行目 消防団の名称は、「いの町消防団」とする。	名称は新町の名称とする。
10	2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い（13）	2 行目 伊野町の例により合併時に統一する。	新町において、現在使用しているチャイルドシートが使用可能な限り事業を実施し、使用できなくなった時点で順次更新する。
11	2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い（37）	2 行目 現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	事前に調整のうえ、合併時統一する。
15	2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い（105）	2 行目 合併後	新町において

## 合併協定書作成における修正箇所及び内容

頁	協定項目名		協定書（修正案）	協議結果
15	23-3 各種福祉制度の取扱い(106)	2行目	合併後	新町において
	23-3 各種福祉制度の取扱い(107)	2行目	合併後	新町において
17	23-6 広聴広報関係事業の取扱い(1)	1行目	合併後も発行し	新町においても発行するものとし
	23-6 広聴広報関係事業の取扱い(2)	1行目	合併後調整	新町において調整
	23-7 納税関係の取扱い		協議項目「地方税の取扱い(税一般)」で協議した納税関係の項目を掲載	
	23-8 防災関係の取扱い(1)	1行目	合併後速やかに	合併後新町において速やかに
18	23-9 保健衛生関係事業の取扱い(3)	1行目	予防接種事業 ア インフルエンザの予防接種は、伊野町の例により統一する。 イ その他の予防接種は、現行のとおり新町に引き継ぐ。	予防接種事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、インフルエンザは、伊野町の例により統一する。
	23-9 保健衛生関係事業の取扱い(8)	1行目	ごみ収集体制 伊野地区、吾北地区は、伊野町の例により合併後統一する。 本川地区は、現行のとおり新町に引き継ぐ。	ごみ収集状況について ・伊野地区・吾北地区は、伊野町の例により、合併後統一し、本川地区は、現行のとおりとする。
	23-10 公の施設の取扱い(4)の	1行目	合併後調整	合併後検討を加え調整
19	23-11 人権対策関係事業の取扱い(1)	1行目	人権事業は、合併後も	人権相談は、事前に調整のうえ、合併時の人権擁護委員(11人)と連携を取り、新町においても
	23-13 商工観光関係事業の取扱い(3)	1行目	合併後調整する	調整を図る
20	23-15 学校教育関係の取扱い(1)	1行目	合併後	新町において

# 合併協定書<sup>(案)</sup>

平成16年2月24日

伊野町

吾北村

本川村

- 1 合併の方式  
伊野町、吾北村及び本川村を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。
- 2 合併の期日  
合併の期日は、平成16年10月1日とする。
- 3 新町の名称  
新町の名称は、『いの町（いのちょう）』とする。
- 4 新町の事務所の位置  
新町の事務所の位置は、住民の利便性を確保することを優先するとともに、官公署との連携、交通網の利便性、町としての機能の充実、社会資本の整備状況等総合的に判断して、伊野町1700番地1とする。なお、新庁舎は、おおむね5年以内に伊野町に建設する。
- 5 財産及び債務の取扱い  
3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。
- 6 地域審議会の取扱い  
自然豊かな特色を生かし、地域の発展を住民と共に進めていくため総合支所方式とし、かつ、各種団体等との連携を一層強化し、新町の一体性を確保することから、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4に規定する地域審議会を設置しない。
- 7 議会議員の定数及び任期の取扱い
  - （1） 3町村の議会議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年5月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。
  - （2） 在任特例適用後の議員定数は、24人とする。
  - （3） 在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、設けない。
  - （4） 議会議員の報酬等は、同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。
- 8 農業委員の定数及び任期の取扱い
  - （1） 新町に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
  - （2） 新たに選任される委員の任期は、選挙による委員の任期の在任期間とする。
  - （3） 農業委員会委員の報酬は、日額報酬を基本として合併までに調整する。

9 一般職の身分の取扱い

- (1) 3町村の一般職の職員は、合併特例法第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員の定数は、3町村の定数の合計とする。 なお、合併後に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職名は、合併時に調整する。
- (4) 職員の給与の支給日は、合併時に調整する。
- (5) 職員の給与は、処遇及び給与の適正化の観点から、統一するよう調整する。 なお、合併時の職員は、現給を保障する。

10 地方税の取扱い

(1) 個人町村民税

税率は、現行のとおり標準税率を適用する。

納期の区分は、次のとおりに設定する。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 10月1日から同月31日まで
- 第4期 12月1日から同月25日まで

(2) 法人町村民税

税率は、次のとおりに設定する。

均等割（超過税率）

資本等の金額	従業員数	税額
50億以上の金額	50人超	3,000,000円
10億5千万円超50億未満	50人超50人以下	4,928,000円
5億5千万円超10億5千万円未満	50人超50人以下	4,928,000円
5億5千万円以下	50人以下	4,928,000円
前		6

法人税割（制限税率） 14.7%

(3) 固定資産税

税率は、現行のとおり標準税率を適用する。

納期は、次のとおりに設定する。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 11月1日から同月30日まで

縦覧期間は、合併後決定する。

評価方法は、合併後策定する。

(4) 軽自動車税

税率は、現行のとおり標準税率を適用する。

取得・廃車等の受付事務は、合併後も本庁及び総合支所にて行う。

交付済みの3町村名のナンバープレートはそのまま使用可とする。

なお、希望により、新町のナンバープレートに変更も可とする。

納期は、5月1日から同月31日までとする。

1.1 特別職の身分の取扱い

(1) 町長、助役、収入役

町長のほか常勤の特別職として、助役及び収入役を置く。なお、任期は、法令の定めるところによる。

新町の職務執行者は、3町村の長が別に協議して定める。

(2) 教育委員会委員

委員の数は5人とし、常勤の教育長を置く。

新町の職務執行者が臨時に選任する委員は、3町村の委員であった者の中から伊野地区3人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、3町村の長の協議により定める。

新町の職務執行者が招集する初の教育委員会は、合併の日に開催する。

(3) 選挙管理委員会委員

委員は、伊野地区2人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、3町村の委員であった者の互選により、合併の日に定める。

さらに、合併後最初に招集される議会において、委員及び補充員の選挙を行って定める。

(4) 固定資産評価審査委員会委員

委員の定数は3人とする。

新町の職務執行者が選任する委員は3町村の委員であった者の中から、伊野地区1人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、3町村の長の協議により定める。

新町長が選任する委員は、町長就任日に職務執行者が選任した同一の委員とし、最初に招集される議会の同意を得て就任する。

(5) 監査委員

委員は、新町長就任後、最初に招集される議会の同意を得て就任する。なお、それまでの間は、空白期間とする。

( 6 ) その他非常勤の特別職

審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱う。

ア 現に3町村で設置されていて、合併後も引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

イ 1～2町村のみに設置されているものは、合併後速やかに調整する。

ウ 人数、任期は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職で、引き続き設置する必要のあるものは、合併後も設置する。

1.2 条例・規則等の取扱い

条例及び規則等は、合併協議会で同意を得た調整方針等に基づき次の区分により整備する。

( 1 ) 合併時に町長職務執行者の専決処分または職権により、即時制定し施行するもの

( 2 ) 一定の地域に暫定的に施行するもの

( 3 ) 合併後、逐次制定し、施行するもの

1.3 事務機構及び組織の取扱い

( 1 ) 伊野町役場を本庁とし、吾北村役場及び本川村役場をその行政区域を所管する総合支所とする。伊野町の既設の支所は、出張所とする。なお、事務機構及び組織は次の点を基本として調整する。

住民の声を適正に反映することが出来る組織・機構

住民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

指揮命令系統が明確な組織・機構

新たな行政課題に迅速に対応できる組織・機構

( 2 ) 総合支所は地区住民に最も身近な行政拠点として、日常性の高い行政サービスの提供を行うとともに、住民参画や地区のまちづくりを推進する。

日常性の高い行政サービスの提供（諸証明の交付といった窓口サービス等）

地域の特定課題・需要に関する業務機能の付与

地域福祉の展開

まちづくりの推進、自治の振興

住民活動の支援

地域情報の収集・提供

地域内公共施設の運営管理

#### 1.4 一部事務組合等の取扱い

##### (1) 圏域で構成される一部事務組合等

###### 仁淀地区国民健康保険病院組合

合併特例法第9条の2の規定により、合併の前に規約変更し、現行のとおり存続する。共同する事務は、新町の全地区を対象として行う。

###### 仁淀川下流衛生事務組合(し尿処理)

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野地区を対象として加入する。

###### 仁淀消防組合

ア 常備消防は、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野地区、吾北地区を対象として加入する。

イ 非常備消防は、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

###### 仁淀川中央清掃事務組合

合併特例法第9条の2の規定により、合併の前に規約変更し、現行のとおり存続する。共同する事務は、新町の伊野地区を対象として行う。

###### 高知中央西部焼却処理事務組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野地区、吾北地区を対象として加入する。

###### 嶺北広域行政事務組合

###### ア 事務局

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区、吾北地区を対象として加入する。

###### イ 衛生センター

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区、吾北地区を対象として加入する。

###### ウ 清掃センター

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。

###### エ 最終処分場

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。

###### オ 老人ホ - ム大豊園

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。

###### カ 老人ホ - ム嶺北荘

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。

キ 常備消防

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。期間は平成20年3月31日までとし、その後は仁淀消防吾北分署の管轄区域とする。分署の建物は、新町が引き取り、公共施設として広く活用する。

ク 非常備消防

合併の日の前日をもって脱退する。公債費残高は新町に引き継ぐ。

ケ 介護認定審査会

合併の日の前日をもって脱退する。

コ 広域政策室

合併の日の前日をもって脱退する。

(2) 全県下的な一部事務組合等

高知県自治会館管理組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

高知県消防補償等組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

高知県町村職員退職手当組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

高知県町村交通災害共済組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

高知県議会議員公務災害補償組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

高知県広域食肉センタ - 事務組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

こうち人づくり広域連合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

#### 1.5 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 各種施設使用料は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (2) 道路・河川占用料は、事前に調整のうえ合併時に統一する。
- (3) 公営住宅

家賃は、平成17年度から統一する。但し、家賃の統一により新しく適用される家賃が、従前の家賃を上回ることとなる入居者に対しては、平成17年度から平成19年度までの間、次の表により負担の調整を行い、家賃の減額措置を講じる。

年度	負担調整率	従前家賃算定
平成17年度	50%	
平成18年度	50%	
平成19年度	50%	

駐車場料金及び共益費は、現行のとおり徴収する。

- (4) 手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により、合併時に統一する。

#### 1.6 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。

- (1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

#### 1.7 各種団体への補助金、交付金の取扱い

- (1) 各種団体の補助金、交付金の取扱い

同一あるいは同種の補助金等は、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で合併後調整する。

独自の補助金等は、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう合併後調整する。

- (2) 財団法人本川村開発公社への補助金の取扱い  
現行のとおり新町に引き継ぐ。

#### 1.8 町、字の区域及び名称の取扱い

「伊野町」「吾北村」「本川村」を「いの町」に置き換え、町、字の区域及び名称は従前のとおりとする。

## 19 町村の慣行の取扱い

- (1) 町章は、合併後検討する。
- (2) 町の花、木、鳥、キャッチフレーズは、合併後検討する。
- (3) 姉妹都市は、新町に引き継ぐ。
- (4) 町民憲章は、合併後検討する。
- (5) 名誉町民は、すでに伊野町において功績を称え、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐ。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 保険税の税率は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することが出来る額に合併時に統一する。
- (2) 軽減措置は、合併時に統一する。
- (3) 納期は、次のとおりに設定する。

仮算定	第 1 期	5月1日から同月31日まで
〃	第 2 期	6月1日から同月30日まで
本算定	第 3 期	7月1日から同月31日まで
〃	第 4 期	8月1日から同月31日まで
〃	第 5 期	9月1日から同月30日まで
〃	第 6 期	10月1日から同月31日まで
〃	第 7 期	11月1日から同月30日まで
〃	第 8 期	12月1日から同月25日まで
〃	第 9 期	1月1日から同月31日まで
〃	第 10 期	2月1日から同月 末日まで
- (4) 国民健康保険運営協議会は、合併時に統合する。
- (5) 国保財政調整基金は、新町に引き継ぐ。
- (6) 高額療養費の貸付基金は、新町に引き継ぐ。
- (7) 高額療養費の貸付限度額は、合併時に統一する。
- (8) 保健事業は、合併後策定する。

## 21 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護認定審査会、介護認定訪問調査方法及び調査員は、合併時に統合する。
- (2) 介護保険料は3町村において差があるため、第2期介護保険事業運営期間（平成15年度から平成17年度）は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18年度から平成22年度）策定の中で調整を図り、平成18年度から統一する。

( 3 ) 普通徴収にかかる納期は、次のとおりに設定する。

仮算定	第 1 期	5 月 1 日から同月 3 1 日まで
"	第 2 期	6 月 1 日から同月 3 0 日まで
本算定	第 3 期	7 月 1 日から同月 3 1 日まで
"	第 4 期	8 月 1 日から同月 3 1 日まで
"	第 5 期	9 月 1 日から同月 3 0 日まで
"	第 6 期	1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで
"	第 7 期	1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで
"	第 8 期	1 2 月 1 日から同月 2 5 日まで
"	第 9 期	1 月 1 日から同月 3 1 日まで
"	第 1 0 期	2 月 1 日から同月 末日まで

( 4 ) 介護保険準備基金及び介護サービス貸付基金は、新町に引き継ぐ。

( 5 ) 給付事務及び保険料賦課事務は、合併時に調整する。

## 2 2 消防団の取扱い

( 1 ) 消防団の名称は、「いの町消防団」とする。

( 2 ) 区域は、新町の全域とする。

( 3 ) 組織は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、団長 1 名、副団長 9 名以内とする。

( 4 ) 消防団員の任用は、新町に居住し、又は勤務する 1 8 歳以上の者とする。

( 5 ) 報酬は、年額とし個々の額は次のとおりとする。

団 長	: 8 2 , 5 0 0 円	副 団 長	: 6 9 , 0 0 0 円
分 団 長	: 5 0 , 5 0 0 円	副分団長	: 4 5 , 5 0 0 円
部 長	: 4 0 , 0 0 0 円	班 長	: 3 7 , 0 0 0 円
団 員	: 3 6 , 0 0 0 円		

( 6 ) 費用弁償は、出勤 1 回につき 5 , 0 0 0 円とし、旅費は新町役場職員に準ずる。

## 2 3 各種事務事業の取扱い

### 2 3 - 1 電算システム事業の取扱い

当面、既存の電算システムを活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図る。

なお、住民記録系システムのうち、伊野町においてのみ電算化が図られている印鑑証明発行システム、戸籍管理システムは、合併時に各総合支所においても、電算化を図る。

### 2 3 - 2 広域行政事務組合の取扱い

( 1 ) 仁淀川広域市町村圏事務組合

合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。

( 2 ) 嶺北広域市町村圏事務組合

合併の日の前日をもって脱退する。

### 23 - 3 各種福祉制度の取扱い

- (1) 老人保健医療事務  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 乳幼児医療費助成事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 重度心身障害児・者医療費助成事業（一般・高齢者）  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 母子家庭医療費助成事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 幼児医療費助成事業  
現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により平成21年度から統一する。
- (6) 心身障害児・者医療費助成事業（一般・高齢者）  
伊野町の例により合併時に統一する。
- (7) 特別児童扶養手当  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (8) 児童手当  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (9) 児童扶養手当  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (10) 子育て支援センター事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (11) 子育て支援短期利用事業  
伊野町の例により合併時に統一する。
- (12) チャイルドシート補助金  
チャイルドシート貸付事業に移行する。
- (13) チャイルドシート貸付事業  
伊野町の例により合併時に統一する。
- (14) 私立保育園運営費補助  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (15) 外出支援サービス事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (16) 軽度生活援助事業  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (17) 住宅改修支援事業  
吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (18) 住宅改修支援事業（理由書助成分）  
現行のとおり新町に引き継ぐ。

- ( 1 9 ) 訪問理美容サービス事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。
- ( 2 0 ) 転倒骨折予防教室  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 2 1 ) アクティビティ・痴呆介護教室  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 2 2 ) 地域住民グループ支援事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 2 3 ) 高齢者食生活改善事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 2 4 ) 運動指導事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。
- ( 2 5 ) 生きがい活動支援通所事業  
伊野地区、吾北地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 2 6 ) 生活管理指導事業（指導員派遣）  
事前に調整のうえ、合併時に統一する。
- ( 2 7 ) 食の自立支援事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 2 8 ) 家族介護教室  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 2 9 ) 家族介護用品の支給  
吾北地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 3 0 ) 家族介護者交流事業  
伊野地区、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 3 1 ) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 3 2 ) 緊急通報体制整備事業  
現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する。
- ( 3 3 ) 老人保護措置事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 3 4 ) 老人日常生活用具給付等  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 3 5 ) 機能訓練B型  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 3 6 ) 生活支援ハウス運営事業  
本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 3 7 ) 老人クラブ活動等補助  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

- ( 3 8 ) 住宅改造支援事業  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 3 9 ) 敬老事業  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 4 0 ) 敬老年金  
伊野地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後段階的に調整し統一する。  
平成17年度は伊野地区、吾北地区85歳以上1万円、本川地区81歳以上3万円  
平成18年度は伊野地区、吾北地区85歳以上1万円、本川地区82歳以上2万5千円  
平成19年度は伊野地区、吾北地区85歳以上1万円、本川地区83歳以上2万円  
平成20年度は伊野地区、吾北地区85歳以上1万円、本川地区84歳以上1万5千円  
平成21年度以降伊野町の例により統一して実施する。
- ( 4 1 ) 高齢者福祉施設管理  
伊野地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 4 2 ) 老人在宅介護手当  
現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により平成21年度から統一する。
- ( 4 3 ) 福祉機器・用具の貸出  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 4 4 ) 在宅高齢者等オムツチケット交付事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 4 5 ) 在宅福祉実践事業（配食サービス事業）  
吾北地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 4 6 ) シルバーハウス運営事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 4 7 ) ミニ・デイサービス  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 4 8 ) 高齢者住宅軽改造助成事業  
吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度において検討する。
- ( 4 9 ) 福祉電話事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 0 ) 身体障害者デイサービス  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 1 ) 身体障害者短期入所事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 2 ) 身体障害者援護措置  
現行のとおり新町に引き継ぐ。

- ( 5 3 ) 身体障害者・知的障害者相談  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 4 ) 日常生活用具給付等事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 5 ) 身体障害者更生医療給付費  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 6 ) 身体障害児・者補装具給付費  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 7 ) 身体障害者ホームヘルプサービス事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 8 ) 更正訓練費支給事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 9 ) 福祉手当  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 0 ) 障害児福祉手当  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 1 ) 特別障害者手当  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 2 ) 身体障害者手帳受付・交付事務  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 3 ) 授産施設の相互利用事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 4 ) 身体障害者施設支援費  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 5 ) 知的障害者施設支援費  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 6 ) 身体障害者居宅生活支援費  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 7 ) 知的障害者居宅生活支援費  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 8 ) 障害児居宅生活支援費  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 9 ) 施設入所者医療補助  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 0 ) 精神保健福祉法事務  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 1 ) 精神障害者短期入所事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。

- ( 7 2 ) 精神障害者居宅介護等事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 3 ) 心身障害者扶養共済制度事務  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 4 ) 市町村社会参加促進事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 5 ) 障害児・者福祉機器給付事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 6 ) 住宅改造支援事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 7 ) 障害者地域生活支え合い事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 8 ) 心身障害者通所援護事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 9 ) 障害者団体補助  
現行のとおり新町に引き継ぎ、同一又は類似する団体は合併後統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。
- ( 8 0 ) 福祉タクシー・ガソリン事業  
伊野町の例により合併時に統一する。
- ( 8 1 ) 在宅障害児・者啓発活動、友愛訪問活動事業  
伊野地区において現行のとおり引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 8 2 ) 心身障害児福祉年金事業  
伊野地区において現行のとおり引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 8 3 ) 生活保護事業  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 8 4 ) 災害弔慰金、災害障害見舞金支給  
現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する。
- ( 8 5 ) 災害援護資金貸付  
現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する。
- ( 8 6 ) 戦没者遺族弔慰金  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 8 7 ) 戦没者等の妻に対する特別給付金等  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 8 8 ) 母子寡婦福祉資金貸付  
現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 8 9 ) 民生委員推薦会  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

- ( 9 0 ) 災害見舞金支給  
事前に調整のうえ、合併時に統一する。
- ( 9 1 ) 民生児童委員協議会補助  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 9 2 ) 行旅困窮者措置費法外援助（行旅人）  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 9 3 ) ゲートボール場管理  
吾北地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 9 4 ) 遺族会補助  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 9 5 ) 戦没者追悼式等  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 9 6 ) 母子父子家庭新入学・卒業記念事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。
- ( 9 7 ) 金婚夫婦記念事業  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 9 8 ) 長期入院患者見舞金  
合併時に検討する。
- ( 9 9 ) 心配ごと相談所運営事業  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 1 0 0 ) 社会福祉活動推進校の育成  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 1 0 1 ) 給食センター運営  
本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 1 0 2 ) ボランティアセンター事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 1 0 3 ) ふれあいのまちづくり事業  
伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 1 0 4 ) 団体補助  
現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 1 0 5 ) 障害者計画  
合併後策定する。
- ( 1 0 6 ) 母子保健計画  
合併後策定する。
- ( 1 0 7 ) 高齢者福祉計画  
合併後策定する。

23 - 4 水道事業の取扱い

(1) 上水道・簡易水道・飲料水供給施設・専用水道・小規模給水施設・その他の水道事業

会計区分は、伊野地区は現行のとおり新町に引き継ぎ、吾北地区、本川地区においては、合併時に統合する。

水道施設は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

水道及びメーターの使用料金は、次表のとおり合併時に統一する。

検針業務は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

加入金は、伊野町の例により合併時に統一する。

なお、吾北村において実施中（平成15年から平成17年度）の事業については、従前のとおりとし、新たな事業から適用する。

手数料は、伊野町の例により合併時に統一する。

工事負担金は、伊野町の例により合併時に統一する。

小規模給水施設補助事業は、伊野町の例により合併時に統一する。

ア 水道料金

種別	用途	基本料金		超過料金 (1.5に引き)
		基本水量	基本料金	
専用	一般	8	48	95円
	農業	1	80	105円
	臨時	0.5	150	05円
共用		1	150	

イ メーター使用料金

- 口径 13            70円
- 口径 20            120円
- 口径 25            140円
- 口径 30            220円
- 口径 40            300円
- 口径 50            1,200円
- 口径 75            1,500円

ウ 料金はア及びイに定める金額の合計金額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(2) 下水道事業

伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。

### 2 3 - 5 町村立学校等の通学区域の取扱い

- ( 1 ) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとするが、児童・生徒の希望により弾力的な運用に努める。
- ( 2 ) 通学バスの運行等は、現行のとおりとする。

### 2 3 - 6 広聴広報関係事業の取扱い

- ( 1 ) 広報紙は、合併後も発行し、希望者への配布は合併後調整する。
- ( 2 ) 地区懇談会、区長・部落長会は、合併後調整して実施する。
- ( 3 ) 防災行政無線による放送は、現行のとおりとする。
- ( 4 ) ホームページは、新町の発足と同時に立ち上げる。

### 2 3 - 7 納税関係の取扱い

#### ( 1 ) 納税貯蓄組合

「伊野町納税貯蓄組合助成金等に関する規則」に準じて、合併時に統合する。

納付書は直接個別送付とする。

#### ( 2 ) 前納報奨金

報奨率は100分の0.5とする。

全期前納は2回の納期を設ける。

### 2 3 - 8 防災関係の取扱い

- ( 1 ) 地域防災計画は、合併後速やかに策定する。
- ( 2 ) 災害対策本部及び配備体制は、合併後速やかに本・支所ごとに定める。
- ( 3 ) 災害時の相互応援支援協定は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 4 ) 防災訓練は、地域防災計画策定時に計画する。
- ( 5 ) 避難場所は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 6 ) その他防災組織設置は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 7 ) 同報系無線（固定系）は、既設備を運用し、緊急放送体制を確保する。移動系防災無線は、既設備を運用する。

### 2 3 - 9 保健衛生関係事業の取扱い

#### ( 1 ) 各種健診事業

基本健診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する。

ガン検診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する。

妊婦健診、乳児健診は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

乳幼児健診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

- ( 2 ) 結核予防事業は、合併後調整する。
- ( 3 ) 予防接種事業
  - ア インフルエンザの予防接種は、伊野町の例により合併時に統一する。
  - イ その他の予防接種は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 4 ) 歯科予防事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 5 ) 健康まつりは、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後実施要領等を策定する。
- ( 6 ) 献血は、合併後調整する。
- ( 7 ) 生ごみ処理機助成事業は、伊野町の例により合併時に統一する。
- ( 8 ) ごみ収集体制
  - 伊野地区、吾北地区は、伊野町の例により合併後統一する。
  - 本川地区は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
  - 収集委託先は現行のとおり新町に引き継ぐ。

#### 2 3 - 1 0 公の施設の取扱い

- ( 1 ) 3 町村において、現在保有している公の施設は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 2 ) 公の施設の名称は、必要に応じ合併後調整する。
- ( 3 ) 本川村国民健康保険直営診療所

本川村国民健康保険直営診療所は、非常に厳しい経営内容であるが、町民の健康増進と福祉の充実のため、山間地域に密着した唯一の医療施設と位置付け、新町に引き継ぎ経営改善を図る。
- ( 4 ) 在宅介護支援センター

基幹型支援センターは、伊野町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。

地域型支援センターは、合併後調整する。

各種事業は現行のとおり新町に引き継ぎ実施する。
- ( 5 ) 保育所

事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

保育料

  - ア 保育所は、現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により平成 2 0 年度から統一する。
  - イ へき地保育所は、地域性を考慮し、合併後調整する。

### 2 3 - 1 1 人権対策関係事業の取扱い

- ( 1 ) 人権事業は、合併後も継続して実施する。
- ( 2 ) 啓発事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 3 ) 男女共同参画事業は、事前に調整のうえ、新町に引き継ぐ。

### 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い

#### ( 1 ) 農業

農業振興地域整備計画は、事前に調整のうえ、合併後策定する。

中山間地域等直接支払事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

水田農業対策事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

農地・農業用施設災害復旧事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する。

畜産振興は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

農業資金利子補給事業は、事前に調整のうえ、合併時に統一する。

農業振興助成制度は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。

#### ( 2 ) 林業

町村森林整備計画は、合併後策定する。

森林整備地域活動支援事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

鳥獣被害駆除防除対策事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

林業補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。

### 2 3 - 1 3 商工観光関係事業の取扱い

#### ( 1 ) 商業工業振興

商工団体等への助成は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同一又は類似する団体は合併後統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。

企業誘致は、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後必要に応じて検討する。

#### ( 2 ) 観光振興

関係団体への助成は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同一又は類似する団体は、合併後統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。

観光イベント事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに検討・調整（財政面、スケジュール等）する。

- ( 3 ) その他の事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

#### 2 3 - 1 4 建設関係事業の取扱い

- ( 1 ) 町村道等は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 2 ) 私有道整備事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 3 ) 道路維持管理事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 4 ) 道路舗装及び道路災害等事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 5 ) 入札関係事務は、事前に調整のうえ、伊野町の例により合併時に統一する。
- ( 6 ) がけくずれ住家防災対策事業  
町村単独事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。  
県単補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する。
- ( 7 ) がけ地近接等危険住宅移転事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

#### 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い

- ( 1 ) 教育表彰は、合併後検討する。
- ( 2 ) 学校給食は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 3 ) 修学旅行助成事業は、合併後検討する。
- ( 4 ) 奨学金貸付事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 5 ) 国際理解教育事業  
派遣及び交流事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。  
受入事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。
- ( 6 ) ヘルメット購入補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 7 ) 教育相談員事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併時に統合する。
- ( 8 ) 心の教室相談員事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 9 ) A L T 派遣事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 1 0 ) スクールカウンセラー事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 1 1 ) 教育指導員事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 1 2 ) 幼稚園就園援助は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 1 3 ) 公立幼稚園運営は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 1 4 ) 中学校職場体験学習は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 1 5 ) 中学校寄宿舎管理運営は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 1 6 ) 本川中学校山村留学制度は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 1 7 ) 吾北分校新生授業料補助は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 1 8 ) 教育研究所は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- ( 1 9 ) 適応指導教室は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- ( 2 0 ) プール開放は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 2 1 ) 休校管理は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- ( 2 2 ) 地域教育推進事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

#### 2 3 - 1 6 社会教育関係の取扱い

- ( 1 ) 社会教育関係
  - 成人式は、合併後統合する。
  - 校庭開放児童会は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
  - その他の社会教育関係は、合併後策定する。
- ( 2 ) スポーツ関係の団体及び大会・教室・講習会等において統合できるものは、合併後速やかに調整し、独自のものは、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 3 ) 文化振興関係
  - 文化祭は、合併後調整する。
  - 文化協会は、合併後統合するよう調整する。
- ( 4 ) 文化財関係は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 5 ) 各種団体関係は、合併後統合するよう調整する。
- ( 6 ) 青少年育成関係は、合併時統合する。
- ( 7 ) 公民館運営管理業務等は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

#### 2 3 - 1 7 社会福祉協議会の取扱い

- ( 1 ) 社会福祉協議会は、合併時に統合するよう調整する。
- ( 2 ) 新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、少子高齢化社会に向けた福祉の充実に努める。
- ( 3 ) 委託事業並びに補助事業は、事業目的・効果を総合的に判断し、合併後検討する。

#### 2 3 - 1 8 定住促進対策の取扱い

- ( 1 ) 結婚祝金は、吾北地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、段階的に減額し、平成 2 1 年度に廃止する。
  - 平成 1 8 年度 吾北地区： 1 5 万円
  - 本川地区： 1 0 万円
  - 平成 1 9 年度 吾北地区、本川地区： 1 0 万円
  - 平成 2 0 年度 吾北地区、本川地区： 5 万円
- ( 2 ) 出産祝金は、伊野地区、吾北地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により平成 2 1 年度から統一する。

( 3 ) 百歳祝金は、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、段階的に減額し、平成 2 1 年度に廃止する。

平成 1 7 年度：4 0 万円

平成 1 8 年度：3 0 万円

平成 1 9 年度：2 0 万円

平成 2 0 年度：1 0 万円

( 4 ) 農業者育成事業は、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成 2 1 年度までに見直す。

( 5 ) 林業者育成事業

補助事業は、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成 2 1 年度までに見直す。

奨励金事業は、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成 2 1 年度までに見直す。

研修事業は、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。

( 6 ) その他の事業

住宅対策及び宅地分譲は、合併時に吾北村の例により吾北地区、本川地区において実施し、平成 2 1 年度までに見直す。

就職奨励金と U ・ I ターン転校準備金は、合併時に廃止する。

## 2 4 新町建設計画

新町建設計画は、別添「いの町建設計画」に定めるとおりとする。

# 調 印 書

伊野町、吾北村及び本川村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく伊野町・吾北村・本川村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年2月24日

伊 野 町 長

吾 北 村 長

本 川 村 長

立 会 人

高 知 県 知 事

高知県議会議員

伊野町議会議長

吾北村議会議長

本川村議会議長

立 会 人

合併協議会委員

伊 野 町 議 会 議 員

合併協議会委員

伊 野 町 議 会 議 員

合併協議会委員

伊 野 町 議 会 議 員

合併協議会委員

伊 野 町 学 識 経 験 者

合併協議会委員

伊 野 町 学 識 経 験 者

合併協議会委員

伊 野 町 学 識 経 験 者

合併協議会委員

伊 野 町 学 識 経 験 者

合併協議会委員

伊 野 町 学 識 経 験 者

合併協議会委員

伊 野 町 学 識 経 験 者

合併協議会委員

伊 野 町 学 識 経 験 者

合併協議会委員

伊 野 町 助 役

## 立 会 人

合併協議会委員  
吾 北 村 議 会 議 員

合併協議会委員  
吾 北 村 議 会 議 員

合併協議会委員  
吾 北 村 議 会 議 員

合併協議会委員  
吾 北 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
吾 北 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
吾 北 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
吾 北 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
吾 北 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
吾 北 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
吾 北 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
吾 北 村 助 役

立 会 人

合併協議会委員  
本 川 村 議 会 議 員

合併協議会委員  
本 川 村 議 会 議 員

合併協議会委員  
本 川 村 議 会 議 員

合併協議会委員  
本 川 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
本 川 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
本 川 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
本 川 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
本 川 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
本 川 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
本 川 村 学 識 経 験 者

合併協議会委員  
高知県市町村合併支援室長

## その他

### 1. 合併協定調印式の式次第について

#### 合併協定調印式次第（案）

日時：平成16年2月24日（火）

午後3時から

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

- （1）開 会
- （2）合併経過報告
- （3）合併協定書調印  
（3町村長署名、押印）
- （4）立会人署名  
（合併協議会委員他）
- （5）主催者あいさつ
- （6）来賓祝辞
- （7）閉 会